

大阪市特殊詐欺対策機器貸与申請書

年 月 日

大阪市長

特殊詐欺対策機器の貸与を受けたいので、大阪市特殊詐欺対策機器貸与事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。申請にあたっては、裏面の事項について同意または誓約します。

使用者 (対象者)	機器を設置する住所	大阪市 区	
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年 月 日生まれ (歳)	
	連絡先	※機器設置電話番号 (自宅) 06 - -	
(携帯) - -			
世帯の状況 (該当事項に○印を付してください)	<input type="checkbox"/>	1. 高齢者 (65歳以上の者) のみの世帯	
	<input type="checkbox"/>	2. 高齢者を含む世帯	
	<input type="checkbox"/>	3. その他市長が認める世帯	
親族等連絡先	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	連絡先	(自宅) - -	
		(携帯) - -	
使用者との関係	続柄 () ・ その他 ()		
代筆 <input type="checkbox"/>			

※ 裏面の事項を全て確認し、裏面の“□”に✓を入れてください。

(裏面)

申請にあたって、次の事項に同意又は誓約します。

- ・申請書の提出にあたり、住民基本台帳を閲覧することに同意します。
- ・親族等連絡先の当人に、連絡先等が記載されていること及び、状況により大阪市担当者等から連絡が入る場合があることの承諾を得ます。
- ・特殊詐欺対策機器（以下「機器」という。）は、私自身の責任において大切に使用します。
- ・機器接続により発生する光熱費等の費用全ては、私自身が負担します。
- ・機器を、第三者へ譲渡や貸与をしません。
- ・機器が故障、破損又は紛失したときは、速やかに大阪市へ届け出ます。
- ・この申請書に記載した内容に変更があったときは、速やかに大阪市へ届け出ます。
- ・万一、私の故意又は過失等で機器を破損又は亡失したときは、実費（修理又は再購入価格相当分）を負担します。
- ・貸与の要件に該当しなくなったときや機器を利用しなくなったときは、速やかに機器を大阪市に返還します。
- ・機器の効果測定のための大阪市が実施する調査に協力します。

備考

- (1)台数には限りがありますので、貸与することができない場合があります。
- (2)この申請書は、市が貸与することを確約するものではありません。なお、申請後に、市で審査の上、貸与・不貸与を決定し、その旨を文書で通知します。

下線部以下は、担当者等が記入しますので、申請者は記入しないでください。

担当者等チェック欄

- ・使用者（対象者）確認身分証
 - マイナンバーカード ・ 運転免許証 ・ 資格確認書 ・ 年金手帳
 - パスポート ・ その他（ ）
- ・確認者 警察署 ・ 区役所 ・ 市役所
- ・機器管理番号（ ）貸与有無 有 ・ 無
- ・備考（ ）